



平成30年7月2日  
住宅局住宅生産課  
住宅瑕疵担保対策室

## 制度施行10年に向け、住宅瑕疵担保履行制度の検証開始

国土交通省は、7月4日（水）に検討会を開催します。2019年10月に施行から10年を迎える「住宅瑕疵担保履行制度」について、これまでの履行実績と市場環境の変化を踏まえた課題の把握と制度の改善策を検証します。

住宅瑕疵担保履行法の完全施行から2019年10月に10年が経過します。この10年で得られる住宅瑕疵保険の実績など各種データや、ストック活用型社会への転換による既存住宅流通・リフォーム市場の重要性の向上といった市場環境の変化を踏まえ、住宅瑕疵担保履行制度の検証を行う必要があります。

このため、「消費者が安心して既存住宅の売買やリフォーム等ができる環境の実現に向け、住宅瑕疵保険の普及をどう進めるか」「住宅トラブル発生時における消費者保護を図るために改善すべき点はないか」といった、現行制度の課題の把握や制度の改善策について検討を行うため、検討会を設置いたしました。

1. 日時：平成30年7月4日（水）10：00～12：00
2. 場所：経済産業省別館3階 310会議室  
（千代田区霞が関1-3-1）
3. 委員：別紙のとおり
4. 議事：（1）制度施行10年経過を見据えた住宅瑕疵担保履行制度に関する  
検討会について  
（2）住宅瑕疵担保履行制度の現状等について  
（3）その他
5. 取材等
  - ・ 検討会は公開にて行いますが、カメラ撮りは冒頭のみ（議事開始前まで）とさせていただきます。
  - ・ 傍聴を希望される方は、7月3日（火）17：00までに下記問い合わせまで連絡をお願いします。なお、会場の都合上、座席に限りがありますので、予めご了承下さい。
  - ・ 当日は名刺等の氏名・ご所属がわかるものをご持参下さい。
  - ・ 配付資料、議事概要は、後日、国土交通省ホームページに掲載します。

### 【問い合わせ先】

国土交通省 住宅局 住宅生産課 住宅瑕疵担保対策室 寺島、高橋

電話：03-5253-8111（内線 39415、39444） 直通：03-5253-8942 FAX：03-5253-1629